

令和7年度第2回札幌方面小樽警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和7年10月27日（月）午後1時30分から午後3時5分まで

2 開催場所

小樽警察署 大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 9人（定員10人）

会	長	森	田	一	弘				
副	会	長	小松田	哲	弘、松	本	京	子	
委	員		松	田	有	未、石	岡	二	朗、橋
			吉	田	敬	徳、川	崎	理	美、阿
			松	田	隆	弘			部
	（欠	席）							和
									宏

(2) 警察署員 12人

署	長	岡	本	信	洋
副	署	長	高	橋	賢
刑事・生活安全官		辻		昭	彦
地域・交通官		佐	藤	広	之
警務課長		川	村	雅	望
留置管理課長		高	本	拓	実
会計課長		小笠原		卓	也
生活安全課長		佐	藤	千	春
地域課長		渡	部	真	大
刑事第一課長		服	部	剛	也
刑事第二課長		堀	江	慎	一
交通課長		武	田	健	志
警備課長		望	月	昭	雄
警務係長（庶務担当）					

4 署長挨拶

今回は第2回の開催となりますが、第1回開催以降当署では、おたるロードレース、おたる潮祭り、各神社における祭典、夏と秋の交通安全運動、今月実施された地域安全運動など、様々な取組を実施してまいりました。

その間の業務推進状況は後ほど報告しますが、交通死亡事故の発生があったほか、SNS型ロマンス詐欺では昨年と同様の被害が続いている状況となるなどしております。

本日の協議会では、今後懸案される事項も含め忌憚のない意見を聞かせていただきたいほか、警備艇も視察いただく予定となっています。

5 会長挨拶

署長をはじめ、幹部の皆様、署員の皆様におかれましては、地域住民の安全と安心を日々お守りいただいておりますことに、あらためて感謝を申し上げます。

本日は、海上における警察業務を学ぶ機会を設けていただいております、通常の会議の後に移動し、小樽警察署に配備されている警備艇の視察を行います。

6 議事

(1) 小樽警察署管内の犯罪情勢（刑事・生活安全官）

ア 令和7年9月末までの刑法犯の認知状況

イ 令和7年9月末までの特殊詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺の発生・被害状況

ウ 特殊詐欺等被害防止の広報、啓発活動

(2) 小樽警察署管内の交通事故発生状況等（地域・交通官）

ア 令和7年9月末までの発生件数、死者数、負傷者数

イ 令和7年9月発生の交通死亡事故の概要

(3) 質疑

なし。

7 前回協議会での質疑に対する説明

街路灯の設置

（質疑の内容）

市内全体に言えることだが、夜間非常に暗い場所があり、防犯のためもっと街路灯を設置していただけないか。

（警務課長）

小樽市に確認すると、街路灯は小樽市建設部管理課設置によるものと、各町会設置によるものがあり、小樽市建設部管理課は主に幹線道路への設置が対象で現状からの新規設置は想定していないとのことでしたので、町会による設置を求める方法を選択することとなります。その場合、まずは小樽市建設部庶務課に相談をいただきたいとのことでした。

8 事前質疑に対する説明

(1) 護身用具使用の犯罪対策

（事前質疑の内容）

催涙スプレーを使った強盗事件が発生したと聞き、模倣犯がいるのではと不安を感じているが、それに対して警察は対策を講じているのか。

（説明～生活安全課長）

本年、小樽警察署管内において、質問にあるような手口の強盗事件等は発生し

ていません。

ただ、防犯のための催涙スプレーを用いた犯罪は決してまれではなく、販売や所持に関する明確な規制はないのですが、所持理由や携帯方法によっては、軽犯罪法等に触れる場合があります。

そのため警察では、職務質問を始めとした各種取扱いにおいて、対象者が催涙スプレーを持っていた場合は、所持理由等を確認して違法性を判断し、必要な措置をとっております。

(2) 外国人による治安問題

(事前質疑の内容)

他市町村ではパキスタン村と呼ばれる地域があり、違法建築や不法投棄などの問題が発生している。小樽にそのような地域や、作られつつある傾向はあるのか。

(説明～警備課長)

小樽警察署管内においては、該当するような地域や、違法建築、不法投棄などの問題について、現時点で把握していません。

しかし、小樽市内にはパキスタンを始めとする南アジア、東南アジアの方々が多数滞在しておりますので、今後も情報収集に努め、問題が把握された場合には適切に対処します。

(3) 自然災害発生時の警察の役割

(事前質疑の内容)

他市町村において、大雨により地下駐車場の水没が発生した地域があるが、近年の暴風、大雨、大雪など自然災害発生時の警察の役割と地域住民との連携について聞きたい。

(説明～警備課長)

警察では、これまでの大規模災害の経験を踏まえ、災害対処能力の一層の向上を図っております。

その上で、災害発生時は、被害者の救出救助、住民の避難誘導、安否不明者の捜索、交通規制などの現場活動を実施しています。

あわせて、災害発生を想定した訓練や装備資機材の点検を行っています。

さらに、災害時に連携できるよう、平素から地域住民との信頼関係を構築し、自治体や関係機関との連携強化を図っています。

(4) 行方不明高齢者に関する問題

(事前質疑の内容)

行方不明高齢者の小樽市における現状について、小樽署で扱う人数、そして関係機関等との連携の要領について聞きたい。

(回答～生活安全課長)

昨年1年間で高齢者の行方不明は12件受理しておりますが、そのうち1名について死亡発見となっております。

本年は9月末の時点で、8件を受理しております。

これと関連し、高齢者の保護は昨年1年間でのべ132名を扱っています。

本年は9月末の時点で、のべ82名の高齢者を保護しています。

高齢者の保護に関してですが、認知症等で家族に引き渡す必要があるのに、家族がいないということがあります。

そういう場合は、保健所に連絡し、必用な医療につなげなければなりません。

その必用がないと判断されることもあります。その場合は、包括支援センターに連絡して情報共有を図った上で、行政サービスができるように対応しております。

(5) 空き家に関する問題

(事前質疑の内容)

倒壊してもおかしくない空き家があるが、警察としてこのような危険な建造物への対応はどのようなになっているのか。

(回答～警務課長)

警察では、危険防止の措置を行っています。

通報が入ると、小樽市の担当部署が到着するまで交通規制や立入禁止措置などの危険防止措置を行い、その後は自治体が措置・対応を担当します。

また、危険性が認められない場合であっても、小樽市建築指導課の空き家対策担当部署に引き継いでいます。

同課では、寄せられた情報から、空き家対策の推進に関する特別措置法に基づいて権利者の所在調査や、権利者に対する解体撤去、補修要請を行うこととなっていますので、お問い合わせください。

なお、質疑の対象となっている家屋については、同課が把握し、対応中とのことでした。

(6) 熊の出没について

(事前質疑の内容)

全国的に熊出没のニュースが多いが、小樽市内の熊の出没件数が知りたい。

パトロールを強化していると思うが、具体的にどのような時間帯にどこをパトロールしているのか知りたい。

そのほか熊対策を行っていればその内容を聞きたい。

(回答～地域課長)

小樽警察署管内においては、10月26日までの間に35件の熊関連の通報や情報が寄せられました。参考として、令和5年の同時期は50件、令和6年は20件でした。

この中には、目撃情報のほか、小樽市や猟友会からの通報や糞・足跡の発見といった関連情報も含みます。

最近の傾向として、出没や糞・足跡の発見場所が、昨年、一昨年と比較して住宅街に近づいてると言えます。

パトロールは、小樽市や猟友会といった関係機関と連携し、学校付近における

登下校時や夜間・早朝を中心として強化しています。

対策として、熊を含む有害動物に対する総合対策は自治体が主体となっていくところ、小樽市では「小樽市ヒグマ対策連絡協議会」が立ち上がりました。

警察としましては、パトロールのほか、熊出没時の対応訓練を関係機関と連携して実施したり、防犯メールで出没情報を流すなどの対策をしています。

(7) 車両の走行について

(事前質疑の内容)

一車線の道路で2台の車両が並ぶことは違法なのか。

右折待ちの際左に並ばれることがあり、私も右折待ちの車の左に寄せるべきなのか。

(回答～交通課長)

違法ではありません。

道路交通法で、右折の際はできる限り道路の中央に寄るとされているので、直進車や左折車はその横に並ぶ状況は生じます。

ただ、横に並ぶ場合も、交通関係法令を守った上、ということに注意願います。

9 次回議題

提言なし。

事務局において準備することとした。

10 警備艇「いしかり」の概要説明